

様式第3号（第8条関係）

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8年 2月16日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0265号
工事（委託業務）名	道路環境調査業務委託（道整・交付）
質 問 事 項	
<p>1. 設計書に記載されている「水位・水温ロガー機材費（プロテクター、データ読取機含む）」につきましては、電子成果物作成費・その他原価・一般管理費等の計算対象額であるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 金抜き設計書の旅費交通費「往復旅行時間に係る直接人件費（施工第0-0030号表～施工第0-0043号表）」にて計上されている下記項目の直接人件費については、全て電子成果物作成費の計算対象額であるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>「往復旅行時間に係る直接人件費（打合せ）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（現地調査・猛禽類定点調査）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（現地調査・猛禽類営巣地確認）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（捕獲調査・サンショウウオ類）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（産卵状況・産卵状況調査・サンショウウオ類）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（任意観察・任意観察調査・サンショウウオ幼生）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（連続撮影）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（カメラ設置・カメラ撮影調査（設置）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（カメラ点検・カメラ撮影調査（点検・データ回収）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（カメラ撤去・カメラ撮影調査・撤去）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（水位ロガー・水位ロガー設置）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（水位データ・水位データ・水位データ回収・水位観測）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（水温ロガー・水温ロガー設置）」 「往復旅行時間に係る直接人件費（水温データ・水温データ回収・水温観測）」</p> <p>3. 金抜き設計書表紙には、「旅費交通費区分：滞在率計上（調査計画）」が記載されておりますが、内訳書には「往復旅行時間に係る直接人件費」の記載がございません。 本業務では、「旅費交通費（率計上：調査、計画業務、直接人件費の2.59%）」は計上されているのでしょうか。</p>	

4. 金抜き設計書の旅費交通費「往復旅行時間に係る直接人件費（施工第 0-0030 号表 ～ 施工第 0-0043 号表）」の下記項目は全て『1 式』計上となっておりますが、施工内訳書の細目には以下の通り回数が記載されております（例：現地調査（猛禽類定点調査）9 回 等）。

設計書に記載されている各人工につきましては、細目の回数分を既に反映した人工が計上されていると解釈してよろしいでしょうか。

それとも記載されている人工に、施工内訳書に記載の回数を掛けて計上するのでしょうか。

記載されている考え方をご教示願います。

「施工第 0-0030 号：往復旅行時間に係る直接人件費（打合せ・計 5 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（現地調査・猛禽類定点調査・9 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（現地調査・猛禽類営巣地確認・1 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（捕獲調査・サンショウウオ類・3 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（産卵状況・産卵状況調査・サンショウウオ類・2 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（任意観察・任意観察調査・サンショウウオ幼生・3 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（連続撮影・3 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（カメラ設置・カメラ撮影調査（設置）・1 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（カメラ点検・カメラ撮影調査（点検・データ回収）・3 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（カメラ撤去・カメラ撮影調査・撤去・1 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（水位ロガー・水位ロガー設置・1 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（水位データ・水位データ回収・水位観測・4 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（水温ロガー・水温ロガー設置・1 回）」

「往復旅行時間に係る直接人件費（水温データ・水温データ回収・水温観測・3 回）」

5. 本業務において、冬期割増補正、日当（全体割増を含む）・往復交通費（ライトバン運転）、高速料金等については、宿泊費や食卓料・滞在費と同じく現状一切計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。

また、本業務を進めていく中でこれらの費用が必要となる場合には、別途協議の上で、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。

6. 特記仕様書 P. 6「第 5 条 打合せ協議」に国土交通省 長岡国道事務所との綿密な打合せを行う旨が記載されておりますが、設計書に「関係機関打合せ協議」等の記載がございません。

本業務を実施していく中で、「国土交通省 長岡国道事務所」との打合せが複数回発生する場合や協議用の資料作成が新たに必要となる場合には、別途協議の上で、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。

7. 本業務において「中間技術審査」の実施が必要となる場合には、別途設計変更の対象としていただけますでしょうか。

8. 本業務では、委員会以外に学識経験者・有識者等の専門家に対するヒアリングの実施は想定されているのでしょうか。想定されている場合は、現状何名程度の方を想定されているのでしょうか。

また、現時点で想定されているヒアリング時期が決まっていましたら、ご教示願います。

9. 「往復旅行時間に係る直接人件費」については、すべて旅費交通費の算出対象に含まれているという認識でよろしいでしょうか。
10. 特記仕様書 5ページ「4水位・水温連続観測調査（2）調査方法」の記載内容について、「過年度に設置した水温ロガー4地点（略）を継続して観測する」との記載がある一方で、調査時期には「5月設置」と記されております。本調査で使用する水温ロガー等の機材については、過年度に使用していた機器の貸与や引き継ぎを受けて使用する前提でしょうか。あるいは、受注者において新規購入またはリースを見込む必要がありますでしょうか。

#### 回 答 事 項

1. 電子成果物作成費・その他原価の計算対象外であり、一般管理費等の計算対象になりません。
2. 直接人件費については全て電子成果物作成費の計算対象額とします。閲覧図書（積算書）を訂正しますので詳細は、「seigo001」をご確認ください。
3. 設計書の旅費交通費において、計上しております。
4. 「往復旅行時間に係る直接人件費（施工第 0-0030 号表 ～ 施工第 0-0043 号表）」の各人工については、細目の回数分を既に反映した人工が計上されています。
5. 冬設割増補正については、計業務等標準積算基準に則り「冬期割増の対象外」となるため、設計変更の対象外とします。  
日当（全体割増を含む）については、令和 7 年 10 月 1 日の改正に伴い、設計変更の対象外とします。  
往復交通費（ライトバン運転）及び高速料金については、旅費交通費の率に含まれるため、設計変更の対象外とします。
6. 必要と認められる場合には、協議の対象とします。
7. 必要と認められる場合には、協議の対象とします。
8. 現時点での想定はありません。
9. ご認識のとおりです。
10. 受注者において、水温ロガー等の機材を準備し、調査箇所に設置することを見込んでおります。